

給食施設の食品衛生法改正対応ガイド

必要な対応を確認して
手続きをしましょう。



高知市保健所キャラクター
ホケちゃん

給食を提供している施設

調理業務は直営である

①営業届が必要

届出期限 令和3年11月30日まで

- ☐ 食品衛生責任者の有資格者がいる
- ☐ 栄養士
 - ☐ 調理師
 - ☐ 製菓衛生師
 - ☐ 食品衛生責任者養成講習会修了

- ☒ 食品衛生責任者の有資格者がいない
↓
食品衛生責任者養成講習会の受講が必要。申し込みについては、高知市食品衛生協会へ問合せ

調理業務は委託である

②営業許可が必要

- ☐ 受託者がすでに営業許可を取得
→有効期限内有効
今回の更新は、新制度のもとでの新規許可となることを受託者にお知らせください。

- ☒ 営業許可を取得していない
↓
速やかに営業許可を取得するよう、受託者にお知らせください。

③食品衛生責任者が必要

少数特定の者を対象とする給食施設
(1回の提供食数が20食未満)

調理業務は直営である

- 営業届
- 食品衛生責任者の選任
- HACCPに沿った衛生管理の規定

1回の提供食数が20食未満の場合は、上記3点が適用されませんが、自主的に衛生管理の徹底並びに向上に努める必要があります。

厚生労働省ホームページを参照ください。

「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」

令和3年6月1日から、

④HACCPに沿った衛生管理の実施(計画・実施・記録)

健康増進法に基づく給食施設の届出・給食施設状況報告については、これまでどおり必要です。届出内容に変更がある場合は、「給食変更届」の提出をお願いします。

【高知市健康増進法施行条例】

第2条(抜粋) 1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設

高知市 給食施設の届出・報告について で検索！



①営業届が必要

- 届出は、厚生労働省の食品衛生申請等システムまたは生活食品課窓口で受付しています。

高知市 生活食品課 営業届 で検索！

②営業許可が必要

- 営業許可の取得が必要です。受託事業者は、速やかに営業許可を取得してください。
- 申請手順、申請書類は、高知市ホームページを確認してください。
- 申請後は、保健所の職員が調理場等を確認に伺います。
- 営業許可取得後は、営業許可証交付講習会を受講し、営業許可証を受け取るとともに、調理場に営業許可証を掲示してください。

高知市 生活食品課 営業許可 で検索！

③食品衛生責任者が必要

- 責任者になるためには
調理師、製菓衛生師、栄養士(管理栄養士)、など…食品衛生責任者になることができます。
調理従事者……………食品衛生責任者養成講習会を受講すると資格が得られます。
- 営業許可の場合は、営業許可申請までに、営業届の場合は、令和3年11月末日までに、食品衛生責任者養成講習会修了が必要です。
- 食品衛生責任者の名札は、施設内の外来者から見やすい場所に掲示する必要があります。
- 調理師や栄養士等が食品衛生責任者になる場合は、食品衛生責任者の名札を準備してください。高知市食品衛生協会に資格を証明する書類を持参すると、500円で購入することができます。

④HACCPに沿った衛生管理が必要

- 衛生管理計画を作成し、実施・記録することが必要です。
- 厚生労働省では、これまでどおり、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行う方法も認めています。この場合も、体調不良時の出勤に関する取り決めや、清掃や消毒のルール等を含め、施設における具体的な方法を、衛生管理計画として「見える化」しておく必要があります。
- 厚生労働省ホームページに公開されている、業界団体が作成した手引書を活用することができます。
- 給食施設向けの手引書



「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書～委託給食事業者～」

厚生労働省 HACCP 手引書 で検索！